

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC会社（以下「会社」という。）に雇用され、警備員として就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日から配属された警備現場において、警備業務を委託している会社（以下「業務委託元」という。）の職務指導が厳しく、部下が次々と退社したため、休日が取れない状況になるとともに、部下への指導が深夜時間帯の時間外労働となり、また、作業ミス of 始末書提出等で時間外労働が増え、心身ともに疲れ切って呼吸困難に陥ったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し「悪性高血圧、急性腎不全」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病を発症したのは業務の精神的抑圧から自律神経失調になったことによるものであり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだ

ものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、業務による精神的抑圧から自律神経失調となり、そのため本件疾病を発症したと主張し、具体的には、①「休みなしで勤務していたため、休日がほとんどないことで溜まった疲労が一番大きな原因である。」、「本件疾病発症前の平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで44日間連続で勤務したほか、8か月間、月平均2日の休日しかなかった。」、「ミスをした警備員にレクチャーするために午前0時頃警備現場に行き、仮眠開始時間の午前1時頃までレクチャーをしていた。」、②「業務委託元の責任者による4時間に及ぶ朝礼やパワーハラスメントの恐怖が、いつの間にか健康を蝕んでいた。」、「業務委託元の責任者の指導は厳しく、時に朝礼は1日1時間～4時間に及び、時に恫喝や暴力もあり、部下の離職が止まらず、本件疾病発症までの8か月で12名が離職した。」、③「会社から警備2級講習と試験のスケジュールが示されたが、勉強できずに受験するプレッシャーと無休という労働環境からストレスに押し潰された。」などと述べている。

なお、請求人は、「会社の警備業務を終えてから、居酒屋で4時間勤務していたが、ストレス解消になっており、疲れることはなかった。」旨述べている。

(2) 請求人の就労状況等についてみると、以下のとおりである。

ア Eは、「業務内容は入口の警備室で待機し、ビル内テナントの出入り管理や

防災監視であるが、常に警備室から出ることはできない。」旨述べるとともに、「請求人は、平成〇年〇月に休むまで、ほとんど毎日出勤していた。夜勤勤務の者がミスをした場合など、請求人は、当該夜勤勤務者の勤務時間に合わせて夜中に出勤して指導を行ったりしていたと聞いているが、その頻度などはわからない。請求人が体調を崩す以前半年間をみても、特に業務が急激に増加したという時期はなく、毎月変わりはない。」旨述べている。

また、Eは、「平成〇年〇月〇日頃から請求人と同じ警備現場に配属されたが、配属後1か月半の間、警備室内で行う朝礼が立ちっぱなしで2～4時間に及び、業務委託元の責任者が、毎回、警備員のミスに怒って物を投げたり、机を叩いたり、また、警備員のミスでなくても警備員に対して八つ当たりで怒鳴り散らしたりすることが続いたため、精神的に辛い時期があった。」旨述べている。

イ Fは、「他の警備員がミスをした場合に請求人が再び出勤してレクチャーをするようなことは多分ないと思うが、業務委託元から直接指示され、夜中にレクチャーしていたことは1度か2度はあったかもしれない。」旨述べるとともに、「請求人は、夜、居酒屋で働いており、そのため本人の希望で午後6時に勤務が終わるシフトについていた。」旨述べている。

ウ 以上の各申述からすると、請求人の業務は、警備室内での待機を主とする監視業務であって、特段の身体的負荷を伴う業務とは認められない。

本件疾病発症前の6か月間の労働時間をみると、請求人の業務量はほぼ平準化しており、特に急激に増加した事実は認められない。また、平成〇年〇月〇日から本件疾病発症直前まで、請求人は連続して勤務していたことが認められるが、午前10時から午後6時までの定時勤務であったことや、請求人自身が会社での勤務終了後居酒屋でストレスなく就労していたと述べていることからみて、会社での業務が大きな負荷となったものとはいい難い。

さらに、深夜に出勤したり、業務委託元の責任者から強い業務指導等を受けたりしていたことがうかがわれるものの、断続的・単発的なものであったとみるのが相当であることなどに照らすと、会社の業務により身体的又は精神的に大きな負荷を受けていたものとは認められないものと判断する。

(3) 請求人の本件疾病に関する医学意見についてみると、以下のとおりである。

ア G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書及び平成〇年〇月〇日付け意見書

において、「血圧240/130、血小板減少、溶血を伴う急性腎不全から悪性高血圧による急性腎不全と診断できる。悪性高血圧は、高血圧を放置した際、悪循環により、より血圧が上昇し、臓器障害を来し発症するもので、仕事内容や勤務状況との因果関係については、一般論として、ストレスや疲れが高血圧に一部影響があったかもしれないと推測される。なお、高血圧による心不全が認められるが、一過性に心機能が低下したもので、心疾患があったわけではない。」旨の意見を述べている。

イ H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「業務内容や労働時間を考慮しても、業務によって起きたものとは考え難く、業務とは関連がないものと判断する。」旨の意見を述べている。

ウ I医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、「悪性高血圧に伴う血栓性微少血管症により急性腎不全に至ったという診断は間違いないものと考ええる。請求人は基礎疾患として、左腎機能低下の慢性腎障害があったと推察され、さらに左腎動脈狭窄の疑いがある。過重労働による疲れやストレスがさらなる血圧上昇の誘因となった可能性は否定できない。」旨の意見を述べている。

エ 上記アないしウの各医学意見によると、請求人の本件疾病と業務との関係については、H医師がその関連性を否定しているところ、G医師は一般論として疲れやストレスの影響があったかもしれないと推測されるとし、I医師は、過重労働による疲れやストレスが誘因となった可能性は否定できないとしているが、G医師、I医師とも業務が本件疾病に及ぼす影響についてその可能性を示唆したものにすぎず、本件疾病の発症原因が業務であるという医学的根拠が示されているものとは認められない。

(4) 以上からすると、請求人が本件疾病発症前において業務に伴う身体的又は精神的な負荷を受けていたものとは認められず、請求人の本件疾病と業務との間に医学的にみて相当因果関係があるものと判断できないから、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。